

(公印省略)

4 大福祉第 4 1 号

令和 4 年 4 月 1 日

小郡三井医師会会長 殿

大刀洗町長 中山 哲志

(福祉課 高齢者福祉係)

大刀洗町高齢者補聴器購入費助成事業について (依頼)

日頃より、大刀洗町の福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、当町では令和 4 年 4 月 1 日より「高齢者補聴器購入費助成事業」を開始しました。これは中等度難聴の高齢者に対し補聴器購入費の一部を助成することで、生活支援及び社会参加の促進を図り、もって高齢者福祉の向上に資することを目的としています。

この事業では申請者の聴力を確認する必要があり、専門医からの「意見書」を必要としています。

つきましては、大刀洗町民の方から意見書の記入を求められた場合は、ご協力をお願いいたします。

なお、文書料については町からの補助はありませんので、申請者本人負担となることを申し添えます。

【問合せ先】

大刀洗町役場 福祉課 高齢者福祉係

TEL : 0942-77-2266

FAX : 0942-77-3063

〒

年 月 日

様

大刀洗町高齢者補聴器購入費助成申請受理通知書 兼 意見書

大刀洗町長

年 月 日付け申請の補聴器購入費助成について、申請を受理しました。
かかりつけ医にて下記の書類を記入していただき、大刀洗町役場へ提出してください。
なお、文書料は自己負担となります。

大刀洗町高齢者補聴器購入助成 意見書

聴力レベルを記入してください。

右 d B

左 d B

その他特記事項

上記の者は、聴力低下のため補聴器が必要と認めます。

年 月 日

医療機関

所在地

名称

医師氏名

（自著または記名押印）

電話番号

大刀洗町高齢者補聴器購入費助成事業の流れ

- 要件 ①大刀洗町にお住まいの方で、申請時点で満65歳以上であること
②身体障害者手帳を持っていないこと
③障害者総合支援法の補装具支給対象者でないこと
④住民税非課税であること（本人のみ）
⑤町税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと
⑥両耳の聴力が40db以上70db未満であること

助成額：25,000円

注 意：補聴器を購入前に申請すること

